

## 公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
平成30年 5月8日	平成30年 5月22日	あべの市税職員が公務中に生活保護法29条を来所者に教示することができるとする事がわかる文書	不存在	号	財政局	あべの市税事務所管理担当
平成30年 5月14日	平成30年 5月28日	企業が特別徴収から普通徴収へのきりかえ期限を期日までに行わなかった時は、納付義務者の納付期限を変えても良いとする文章	不存在	号	財政局	税務部課税課
平成30年 5月14日	平成30年 5月28日	大阪市では地方税法20条の11の適用をしない理由 企業が社会保険を掛けなければならない雇用状態なのに掛けていない事がわかるのに	不存在	号	財政局	税務部課税課